

国土建労第44号
平成25年7月3日

(一社)全国建設業協会 会長 殿

国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課長



建設産業人材確保・育成推進活動について(協賛依頼)

貴職におかれましては、日頃より建設産業行政の推進に多大のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、標記活動につきましては、国土交通省と建設産業人材確保・育成推進協議会との共催により、平成5年度より実施しているところでありますが、近年、建設産業就業者については、競争の激化を背景として労働条件等の悪化が進み、さらに、将来への不安等から若年労働者の新規入職者が減少している状況にあります。

このような状況を踏まえ、今年度については、別紙実施要領に基づき、各種活動の実施を通じて、一層の活性化を図ることとしております。

具体的には、従来から取り組んでいる、各地における出前講座等の実施に対する支援や、人材対策に関する優秀な取組事例の表彰などの活動に加え、今年度からは、新たに厚生労働省の助成金制度を活用するための手引きの作成・普及や、建設産業の戦略的広報の推進などの活動を実施することとしております。

つきましては、標記活動についてのご協力及び協賛名義の使用についてご了解いただくとともに、貴協会会員及び傘下企業へご周知方を願います。

平成25年度 建設産業人材確保・育成推進協議会（実施要領案）

1. 趣旨

建設産業は、住宅・社会資本整備の直接の担い手として国内総生産の約 10%を生み出すとともに、約 500 万人の就業者を抱える我が国の基幹産業である。

その建設産業は、技術者・技能者がその能力をいかに発揮するかによって生産の成否が左右される、「人」が支える産業であるが、建設産業就業者を巡る就労条件は、競争の激化によるダンピング受注の増加を背景として悪化が進んでいる。その結果、産業自体の将来性への不安等もあって、若年労働者の新規入職者が大きく減少するとともに、就業者の高齢化が急速に進展しており、技術・技能の承継が困難になっている。

このような状況は、建設産業の持続可能性を揺るがすものであり、将来の建設産業を担う優秀な技術者・技能者の確保・育成を図ることが緊急の課題となっている。

このようなことから、本年度においては、建設産業における優秀な人材の確保・育成・処遇の改善等幅広い人材対策の推進について、国土交通省及び建設産業人材確保・育成推進協議会の連携の下に、建設事業主を始めとした関係者の理解と関心を深め、その取組を推進することを目的として、年間を通じて以下の諸活動を実施する。

2. 主催

国土交通省、建設産業人材確保・育成推進協議会

3. 後援

文部科学省、厚生労働省

4. 協賛

建設産業団体等

5. 重点実施事項

「ものづくり産業を支える『人づくり』の推進」を目標として、若年者等への入職促進のため、以下の内容に重点を置いた活動を実施する。

(1) 「キャリアレッスン」(出前講座)支援助成金

工業高校や専門学校などの生徒に建設業界に対する理解と関心を高めてもらうため、建設技能者が学校等に直接出向き、生徒達を対象とした「キャリアレッスン」(出前講座)を行った場合に、講師を行っている技能者に対し、講師料を助成する制度を平成 24 年度に創設した。本年度も引き続き本事業を積極的に推進し、合わせて厚生労働省等の助成金制度の普及促進も進めながら、建設業への理解を醸成し、若年者の入職を促進する。※本年 4 月から実施したものについても、遡及適用する。(募集期間:平成 25 年 6 月～7 月、助成金支出:平成 26 年 3 月予定)

なお、キャリアレッスンの講師謝金は、厚生労働省「建設労働者確保育成助成金」の対象経費となるため、厚生労働省の助成制度の積極的な活用により、キャリアレッスンの更なる拡大を図ることとし、キャリアレッスン支援助成金は以下の運用とする。ただし、助成申請状況により 1 団体あたりの年度上限額等については調整する場合がある。

●厚生労働省助成制度活用団体:厚生労働省の助成でまかなえない部分(講師謝金の 1/3)を対象に、講師 1 名あたり 1 回 1 万円まで助成する。併せて 1 団体あたりの年度上限額を 30 万円までとする。

●厚生労働省助成制度未活用団体:講師 1 名あたり 1 回 1 万円まで助成する。併せて 1 団体あたりの年度上限額を 10 万円までとする。

(2) 建設業団体を対象とした助成活用の手引の策定

建設業団体が「キャリアレッスン」(出前講座)を実施する際の課題は、材料費や教材等の費用が高額となることであり、これがキャリアレッスンの積極展開へ向けた障壁となっている。厚生労働省の助成金制度に出前講座等を行う場合の材料費や教材等を支援する仕組みがあるが、キャリアレッスンをを行っている団体は、申請方法や手続が煩雑等の理由により、当該助成制度をあまり活用していない。

このため、関係団体や建設企業に厚生労働省等の助成金制度の普及促進を図るとともに、キャリアレッスンを実施する建設業団体の負担する費用の低減を行い、事業の積極展開を図ることができるよう、厚生労働省の助成金制度を活用するための手引等を策定し、その普及を図る。

(平成 25 年 6 月上旬 資料策定、同 説明会開催)

● 団体の助成申請手順

【6 月 13 日】『厚生労働省 助成制度活用セミナー』受講



【6 月～7 月】申請準備[申請書(計画届)作成、提出書類準備、「事業推進委員会」の設置]



【～7 月末】申請[都道府県労働局 または ハローワークへ申請]

(3) 「建設業界ガイドブック」を活用した実業教育に資する情報提供の強化

建設業界が総合工事業者だけでなく、その工程ごとに専門的な技術を持つ専門工事業者から成り立っている業界であることや、地域貢献活動にも積極的に関わってきていること等を広く周知し、若手者の入職を促進するための施策として、団体独自の HP 等や「建設業界ガイドブック」を活用した実業教育に資する情報提供の強化は極めて有用である。

「建設業界ガイドブック」は、平成 24 年度に 1 万 9 千部発行し、942 先(建設業団体:111、工業高校:593、中学:150、大学:13、高専:7、専門学校:10、一般・その他:58)に対し配付が行われ、建設業の紹介教材として活用されている。

本年度も引き続き、学校や生徒が利用できる有益な情報を積極的に追加し、更なる情報提供の強化を図る。

なお、200 部を超過した配布先には 200 超の部数に対し印刷実費分を負担するため、一部有料頒布とする。

また、「建設業界ガイドブック」の効率的な有効活用を図るため、PDF 等の電子データによる配信(ダウンロード)について検討する。

(4) 就業に向けたより詳細な情報提供の資料作成

(3)のガイドブック等を通じて建設業を就業先として関心を持った生徒等を対象に、更にきめ細かい情報として「職種毎のキャリアパス」や「必要な資格の取得方法等」、更には地域ごとに「求人希望する企業の連絡先等」を提供する資料を作成し、建設業界から若年者への入職促進に資する情報提供を支援する。

本資料は、「興味を持つ」→「連絡先の案内」といったナビゲート機能を持たせるため、配布者個々のデータを連絡先等として入れることを前提に、電子データ版として作成・配布する。

なお、上記(3)及び(4)については企画分科会:情報提供ツール編集委員会(仮称)を立ち上げ、詳細は編集委員会において取り決める。

(5) 「都道府県建設産業人材確保・育成推進協議会」等における人材対策の総合的な推進

地域における建設産業の人材確保のための方策として、「各都道府県の建設産業人材確保・育成推進協議会等」を活用し、以下の諸活動を都道府県の実情に応じて実施する。

①各都道府県建設産業人材確保・育成推進協議会等におけるネットワークを構築し、人材確保・育成・処遇の改善等に関する方策についての意見・情報交換を実施

②地域の実情等も踏まえつつ、高校、専門学校等の生徒に対する現場実習等の実施や、建設業

就業者に対する教育訓練機会の確保について、専門工事業団体や教育関係者を含めた形での意見交換の実施

- ③働く人の姿が分かり、親近感が生まれるような建設業の理解促進・広報活動(住民と深く交流する地域貢献活動や、現場近隣の小中学校生徒、幼稚園児、父母に対する現場見学会などを含む。)
- ④平成 24 年度の全国担当者会議で報告された、各都道府県における取組を踏まえた人材確保・育成・処遇の改善等に関するアンケートの実施結果を推進する。
- ⑤本年度実施した上記の取組、とりわけ元請団体、専門工事業団体、工業高校等の教育機関が連携した実施体制や取組結果の報告について、平成 26 年 1 月に予定している「全国担当者会議」へ資料提供を行う。

6. 建設業の戦略的広報の推進

「第 4 回 担い手確保・育成検討会」(平成 25 年 3 月 25 日 国土交通省)において取りまとめられたアクション・プランでは、建設産業における戦略的な広報を展開するため、各団体の創意工夫による取組と連携しながら、建設産業界一体となった情報発信のための取組を推進するため仕組みとして、「建設産業戦略的広報推進協議会(仮称)」を設置することとされたところである。

このような戦略的広報の推進は、本協議会の趣旨・目的とも合致するものであり、また、これまで各団体や本協議会において蓄積されてきた知見を活用すべき重要な課題でもあることから、本協議会に専門の分科会を設置し、上記「建設産業戦略的広報推進協議会(仮称)」の役割を担うこととする。

なお、分科会には厚生労働省も参画し、地方における人材確保の活性化も視野に入れ、具体的な施策を検討、実施する。

7. その他の実施事項

(1) 建設産業人材確保・育成推進協議会「私たちの主張」の実施

- ① 就業者対象:建設産業の従事者の意識高揚や建設産業及び建設産業で働く人のイメージアップを図るため、建設産業人材確保・育成推進協議会「私たちの主張」を実施し、優秀作について表彰を行う。

募集期間:平成 25 年 6 月～8 月に募集予定

表彰予定:同年 9 月に受賞者を審査会において選定し、10 月の優秀施工者国土交通大臣顕彰式典に合わせて表彰・朗読予定

- ② 工業高校在校生対象:従来の就業者に加えて、工業高校の生徒を対象とし、入職前の生徒の「建設業界に対するイメージ」等の生の声を聞くことにより、建設業界の入職促進に向けたイメージアップ向上の参考とする。

募集期間:平成 25 年 7 月～9 月に募集予定

表彰予定:同年 11 月下旬の審査会において受賞者を選定予定

(2) 都道府県建設産業人材確保・育成推進協議会等全国担当者会議

各地における入職促進等の活動をテーマとした「全国担当者会議」を開催し、優良な取組事例の共有や相互の意見交換や情報提供の場を設けることにより、各地域における取組強化を支援する。

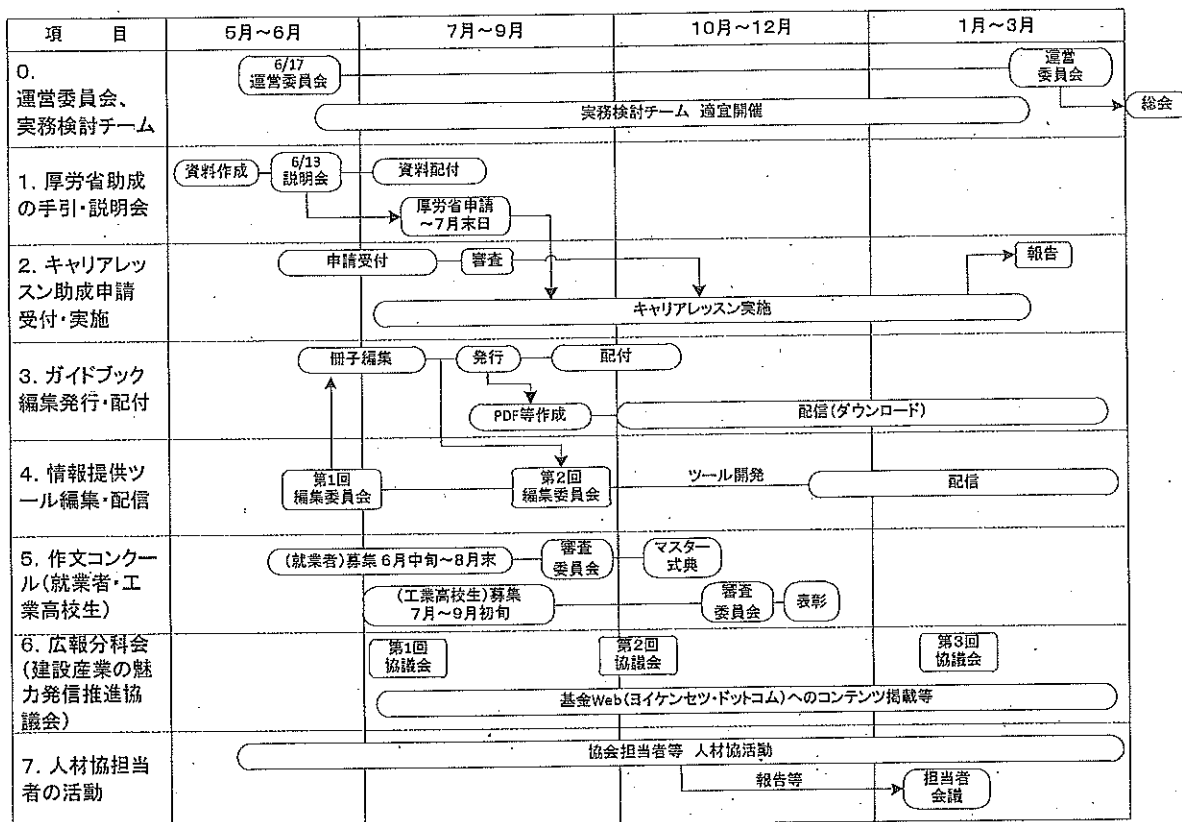
実施期間:平成 26 年 1 月:国土交通省会議室(東京都千代田区)にて開催予定

(3) 人材の確保・育成に向けた実務検討チーム(仮称)の編成

人材の確保・育成が急務となっている中では、これまでの取組を点検するとともに、人材確保に止まらず人材育成も含めて各団体・企業や地域で様々な取組を行っている組織・人材の意見を収集し、整理・検討の上地域に還元することが必要であることから、運営委員会の下に実務検討チーム(仮称)を設け、機動的な情報収集・意見交換等を進めることとする。今年度の具体的な活動に

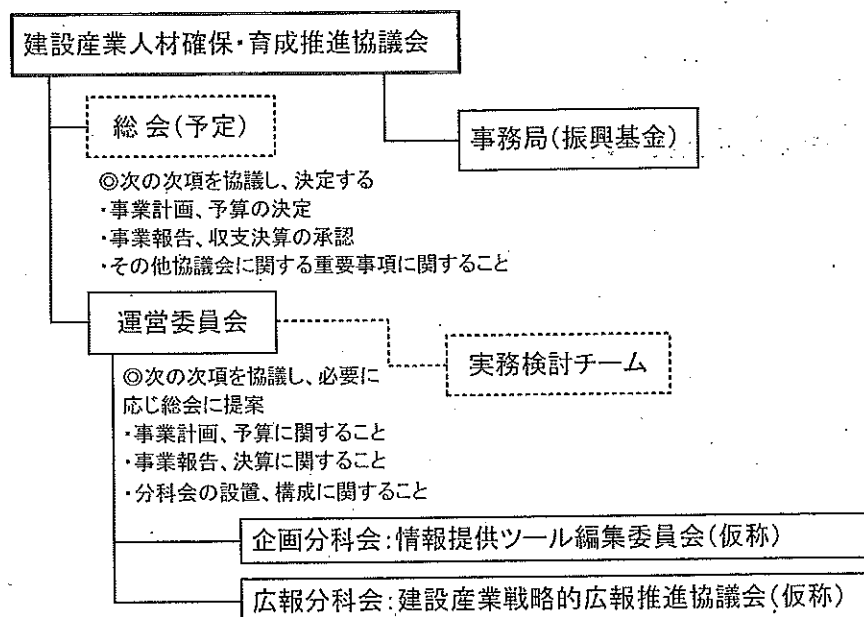
については、まずは地方の教育体系等を含めた人材の確保・育成に関する実態把握に努めるため、各地域における建設工事業団体等との連携を図る。その際には、国交省の担い手確保・育成検討会での検討や、振興基金において進められている人材確保・育成方針の検討とも平仄を合わせつつ取組を行う。

8. 実施スケジュール



9. 実施体制

建設産業人材確保・育成推進協議会は、規約の見直しを諮り、以下の体制で実施する予定。



平成25年度『建設産業人材確保・育成推進協議会 私たちの主張』 募集要領(案)

1. 趣旨

国土交通省では、平成19年6月に構造改革の方向と今後の建設産業政策について最終とりまとめを行って「建設産業政策2007」を発表し、“ものづくり産業を支える「人づくり」の推進”を大きな改革の方向の一つとして位置づけたところであるが、建設産業の従事者の意識高揚を図り、建設産業の社会的評価の向上やイメージアップを推進していくために、『平成24年度 建設産業人材確保・育成推進協議会 私たちの主張』を実施する。

2. 実施内容

- ・応募資格 平成7年4月1日以前生まれで、建設業に入職後、1年以上の実務に携わっている方。
- ・題材 テーマは自由とするが、建設産業がもたらす「夢」や「憧れ」、建設業の仕事を選んだ動機、自分の目標、これから就職しようとする若者や後輩へのアドバイス等、建設産業のイメージアップにつながるテーマとする。
- ・応募方法 ①文字スペースを入れて、1200字～2000字程度(400字詰め原稿用紙であれば3枚～5枚以内)とする。
②原稿用紙に記入の場合、筆記用具は鉛筆(HB 以上)またはボールペン。ワープロ等での作成・提出も可(プリントアウトして提出のこと)。
③応募用紙にテーマ名、氏名(ふりがな)、性別、生年月日、住所、電話番号、会社名、勤続年数、職種等必要事項を記入の上、応募作の表面にホチキス止めして、4. の提出先窓口あてに送付する。
- 3. 応募期間 平成25年6月24日(月)～平成25年8月26日(月)(当日消印有効)
- 4. 提出先 応募者が所在する各都道府県建設業協会等、または、人材協事務局(建設業振興基金)に郵送
- 5. 作品提出先 各都道府県建設業協会等において受付した応募作を、平成25年8月26日(月)までに人材協事務局(建設業振興基金)へ送付する。
- 6. 審査 ・表彰者の公正かつ適正な選考を図るため、国土交通省が設置する「優秀作選考委員会」の議を経て、表彰者の選定を行う。

7. 表彰
- ・最優秀賞は、1編程度として国土交通大臣賞とする。賞状に加え副賞を授与することができる。
 - ・優秀賞は、2編程度として国土交通省総合政策局長賞とする。賞状に加え副賞を授与することができる。
 - ・佳作は 10 編程度とする。賞状に加え副賞を授与することができる。
8. 発表
- 平成 25 年度 優秀施工者国土交通大臣顕彰式典(平成 25 年 10 月)にて、表彰予定。
9. その他
- ・本表彰の応募用紙又は応募作に記載の個人情報は、その運営に必要な範囲内で利用します。応募者の同意を得ず、利用目的を超えて利用することはありません。
 - ・応募作は自作の未発表のものに限り、入賞作の一切の権利は国土交通省に帰属する。
 - ・応募作は一切返却しない。
10. 問い合わせ
- 〒105-0001
東京都港区虎ノ門 4-2-12 虎ノ門 4 丁目 MTビル 2 号館 6 階
(財)建設業振興基金 構造改善センター
(建設産業人材確保・育成推進協議会事務局)
電話:03-5473-4572



“未来を創造する”建設業
作文コンクール作品募集
「私たちの主張」

平成25年

応募期間 6月24日(月)▶8月26日(月) 当日消印有効

平成25年度

建設産業人材確保・育成推進協議会 私たちの主張
主催／国土交通省、建設産業人材確保・育成推進協議会



届けよう！
建設業への強い情熱



建設業に働く皆さんへ

国土交通省と建設産業人材確保・育成推進協議会では、建設業を担っている皆さんの意識高揚を図るとともに、一般の人たちへ建設業の役割や重要性について理解と関心を高めていただくために、建設業で働く方の主張を募集します。建設業がもたらす「夢」や「憧れ」、建設業の仕事を選んだ動機、これから就職しようとする若者へのメッセージなど、皆さんからの応募をお待ちしております。

01 応募対象

平成7年4月1日以前生まれで、建設業に入職後、1年以上の実務に携わっている方。

02 応募テーマ

建設産業がもたらす「夢」や「憧れ」、建設業の仕事を選んだ動機、自分の目標、これから就職しようとする若者や後輩へのアドバイス等、建設産業のイメージアップにつながるテーマとします。

03 応募作

- 応募作は自作の未発表のものに限ります。
- ・1200字～2000字(400字詰め原稿用紙で3枚～5枚以内)。
- ・原稿用紙の場合、鉛筆(HB以上)またはボールペンで記入して下さい。
- ・パソコン等で作成し、プリントアウトしての提出も可能です。

04 応募期間

平成25年6月24日(月)～平成25年8月26日(月)(当日消印有効)

05 送り先

応募用紙(右ページ)に必要事項を記入の上、所在する各都道府県建設業協会(裏面参照)、または、人材協事務局(建設業振興基金)あてに郵送して下さい。
応募用紙はホームページからもダウンロードできます。

応募用紙のダウンロードはこちら ▶

ヨイケンセツドットコム

検索

06 入選・賞

国土交通大臣賞	1名程度(賞状及び副賞)
国土交通省土地・建設産業局長賞	2名程度(賞状及び副賞)
佳作	10名程度(賞状)

07 審査

国土交通省に設置する「優秀作選考委員会」において行います。

08 表彰

平成25年度優秀施工者国土交通大臣顕彰式典(平成25年10月)にて表彰予定です。

09 その他

応募用紙等に記載の個人情報は、その運営に必要な範囲内で利用します。応募者に同意を得ずに、利用目的を超えて利用することはありません。入賞作の一切の権利は国土交通省に帰属します。
なお、応募作は一切返却しません。

10 問い合わせ先

(一財)建設業振興基金構造改善センター(建設産業人材確保・育成推進協議会事務局)
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館6階
TEL 03-5473-4572

建設産業人材確保・育成推進協議会『私たちの主張』
～未来を創造する建設業～

応募用紙

***** 応募用紙記入上の注意 *****

- ① 必要事項を記入のうえ、応募作に添付して各都道府県の建設業協会または、人材協事務局（建設業振興基金）まで郵送してください。
- ② メールやFAXでは受け付けておりません。ご了承ください。
- ③ 応募用紙は記入漏れのないようにお願い致します。

✂ キリトリ

（この応募用紙を作品の表面にホチキス止めしてください。）

テーマ名

氏 名	(ふりがな)	男・女 ☐ で囲んでください
生年月日	昭和・平成 年 月 日	(歳)
自宅住所	〒 —	
自宅電話番号	() —	
会 社 名		
会社住所	〒 —	
会社電話番号	() —	
職種		
建設業における 勤続年数	年 カ月	

【 応募先 】

都道府県名	〒	所在地	TEL	協会ホームページ
(一社)北海道建設業協会	060-0004	札幌市中央区北四条西3-1	011-261-6184	http://www.doukenkyo.jp/
(一社)青森県建設業協会	030-0803	青森市安方2-9-13	017-722-7611	http://www.aokenkyo.or.jp/
(一社)岩手県建設業協会	020-0873	盛岡市松尾町17-9	019-653-6111	http://www.iwaken.or.jp/
(一社)宮城県建設業協会	980-0824	仙台市青葉区支倉町2-48	022-262-2211	http://www.miyakenkyo.or.jp/
(一社)秋田県建設業協会	010-0951	秋田市山王4-3-10	018-823-5495	http://www.a-kenkyo.or.jp/
(一社)山形県建設業協会	990-0024	山形市あさひ町18-25	023-641-0328	http://www.agc-y.or.jp/
(一社)福島県建設業協会	960-8061	福島市五月町4-25	024-521-0244	http://www.e-fukuken.or.jp/
(一社)茨城県建設業協会	310-0062	水戸市大町3-1-22	029-221-5126	http://www.ibaken.or.jp/
(一社)栃木県建設業協会	321-0933	宇都宮市築瀬町1958-1	028-639-2611	http://www.tochiken.or.jp/
(一社)群馬県建設業協会	371-0846	前橋市元総社町2-5-3	027-252-1666	http://www.gun-ken.or.jp/
(一社)埼玉県建設業協会	336-8515	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	048-861-5111	http://www.skk.or.jp/
(一社)千葉県建設業協会	260-0024	千葉市中央区中央港1-13-1	043-246-7624	http://www.chikenkyo.or.jp/
(一社)東京建設業協会	104-0032	中央区八丁堀2-5-1	03-3552-5656	http://www.token.or.jp/
(一社)神奈川県建設業協会	231-0011	横浜市中区太田町2-22	045-201-8451	http://www.shin-ken.or.jp/
(社)山梨県建設業協会	400-0031	甲府市丸の内1-13-7	055-235-4421	http://www.y-kenkyo.or.jp/
(社)新潟県建設業協会	950-0965	新潟市中央区新光町7-5	025-285-7111	http://www.shinkenkyo.or.jp/
(一社)長野県建設業協会	380-0824	長野市南石堂町1230 長建ビル	026-228-7200	http://www.choken.or.jp/
(一社)岐阜県建設業協会	500-8502	岐阜市藪田東1-2-2	058-273-3344	http://www.gikenkyo.jp/
(一社)静岡県建設業協会	420-0857	静岡市葵区御幸町9-9	054-255-0234	http://www.sizkk-net.or.jp/
(一社)愛知県建設業協会	460-0008	名古屋市中区栄3-28-21	052-242-4191	http://www.aikenkyo.or.jp/
(一社)三重県建設業協会	514-0003	津市桜橋2-177-2	059-224-4116	http://www.miekenkyo.or.jp/
(一社)富山県建設業協会	930-0094	富山市安住町3-14	076-432-5576	http://www.tomiken.or.jp/
(一社)石川県建設業協会	921-8036	金沢市弥生2-1-23	076-242-1161	http://www.ishikenkyo.or.jp/
(一社)福井県建設業連合会	910-0854	福井市御幸3-10-15	0776-24-1184	http://www.fukuikenren.or.jp/
(一社)滋賀県建設業協会	520-0801	大津市におの浜1-1-18	077-522-3232	http://www.yumeken.or.jp/
(一社)京都府建設業協会	604-0944	京都市中京区押小路通柳馬場東入橋町645	075-231-4161	http://www.kyokenkyo.or.jp/
(一社)大阪建設業協会	540-0031	大阪市中央区北浜東1-30	06-6941-4821	http://www.o-wave.or.jp/
(一社)兵庫県建設業協会	651-2277	神戸市西区美賀多台1-1-2	078-997-2300	http://www.hyokenkyo.or.jp/
(一社)奈良県建設業協会	630-8241	奈良市高天町5-1	0742-22-3338	http://www.nakenkyo.or.jp/
(一社)和歌山県建設業協会	640-8262	和歌山市湊通り丁北1-1-8	073-436-5611	http://www.wakenkyo.or.jp/
(一社)鳥取県建設業協会	680-0022	鳥取市西町2-310	0857-24-2281	http://www.tori-ken.or.jp/
(一社)島根県建設業協会	690-0048	松江市西嫁島1-3-17-101	0852-21-9004	http://www.shimakenkyo.or.jp/
(一社)岡山県建設業協会	700-0827	岡山市平和町5-10	086-225-4131	http://www.okakenkyo.jp/
(一社)広島県建設工業協会	730-0012	広島市中区上八丁堀8-23	082-511-1430	http://www.hirokenkyo.or.jp/
(一社)山口県建設業協会	753-0074	山口市中央4-5-16	083-922-0857	http://www.yamaken.or.jp/
(一社)香川県建設業協会	760-0026	高松市磨屋町6-4	087-851-7919	http://www.kaken-honbu.or.jp/
(一社)徳島県建設業協会	770-0931	徳島市富田浜2-10	088-622-3113	http://www.tokuken.or.jp/
(一社)愛媛県建設業協会	790-0002	松山市二番町4-4-4	089-943-5324	http://www.himekenkyo.or.jp/
(一社)高知県建設業協会	780-0870	高知市本町4-2-15	088-822-6181	http://www.kokenkyo.or.jp/
(社)福岡県建設業協会	812-0013	福岡市博多区博多駅東3-14-18	092-477-6731	http://www.fukukenkyo.org/
(一社)佐賀県建設業協会	840-0041	佐賀市城内2-2-37	0952-23-3117	http://www.sakenkyo.or.jp/
(一社)長崎県建設業協会	850-0874	長崎市魚の町3-33 長崎県建設総合会館3F	095-826-2285	http://www.ngsk-kenkyou.or.jp/
(一社)熊本県建設業協会	862-0976	熊本市九品寺4-6-4	096-366-5111	http://www.kumaken.or.jp/
(一社)大分県建設業協会	870-0046	大分市荷揚町4-28	097-536-4800	http://www.oitakenkyo.or.jp/
(一社)宮崎県建設業協会	880-0805	宮崎市橋通東2-9-19	0985-22-7171	http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp/
(一社)鹿児島県建設業協会	890-8512	鹿児島市鴨池新町6-10	099-257-9211	http://www.kakenkyo.or.jp/
(一社)沖縄県建設業協会	901-2131	浦添市牧港5-6-8	098-876-5211	http://www.okikenkyo.or.jp/

< 事務局 >

(一財)建設業振興基金	105-0001	港区虎ノ門4-2-12	03-5473-4572	http://www.yoi-kensetsu.com
-------------	----------	-------------	--------------	---